

Myじんけん宣言

Declaration of Human Rights

近年、セクハラやパワハラなどのハラスメント、不当な差別など、企業活動において発生する様々な「人権問題」が社会の注目を集めています。こうした「人権問題」への対応は、時として、企業の価値に大きく関わってきています。

令和2年10月には、「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020-2025）が策定されるなど、企業における人権擁護の必要性について、国際的な関心も高まっています。

また、令和4年9月には、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」が、日本政府のガイドラインとして決定されました。

Myじんけん宣言とは

企業・団体のトップや幹部の方が、人権を尊重する行動をとることを宣言することによって、企業・団体の誰もが人権を尊重し合う社会の実現を目指す取組を促す法務省のプロジェクトです。

Myじんけん宣言をするメリット

Myじんけん宣言をすることで、企業・団体の人権取組を企業等の内外に表明することができます。政府のガイドラインにもあるとおり、企業による人権取組の在り方のひとつに「方針によるコミットメント」があります。これは、企業が人権を尊重する責任を果たす旨、方針を宣言することです。ここでMyじんけん宣言を利用することができます。

Myじんけん宣言の方法

人権ライブラリー(<https://www.jinken-library.jp/my-jinken/>)内の「Myじんけん宣言」特設サイトにおいて、必要事項及び宣言の内容を入力することで宣言ができます！宣言の内容は自由です！

宣言内容を記載したファイルやその宣言をもった代表の方の写真、企業・団体のロゴやHPの人権取組ページのURLも掲載することが可能です。また、企業・団体のHPに「Myじんけん宣言」を行った旨掲載していただいても差し支えありません。

宣言の方法や人権への取組について、法務局サポートしますので、お気軽にご相談ください。



人権イメージキャラクター
人KENまもる君・人KENあゆみちゃん

お問合せ先
山形地方法務局人権擁護課
電話：023-625-1321（代表）

今、企業に求められる ビジネスと人権への対応

ビジネスと人権に関する指導原則

全ての国家と企業に対して、人権の保護・尊重への取組を促す。

3つの柱

国家の義務
人権を保護する

企業の責任
人権を尊重する

救済への
アクセス

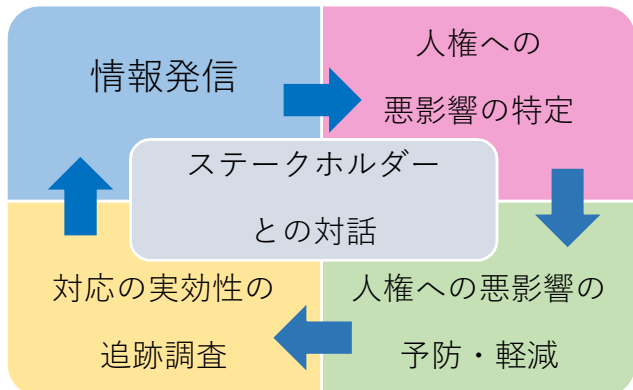
企業による人権尊重の取組

①方針によるコミットメント

人権を尊重する責任を果たす旨の方針を宣言すること

Myじんけん宣言
の利用

②人権デュー・ディリジェンス（人権DD）の実施



・人権研修への講師派遣
・人権啓発DVDの貸出し
など

③救済措置

企業が引き起こし、又は助長した人権への負の影響に対して、救済を可能にするプロセスを設けること

企業による人権取組の必要性

取組が充実していると...

- ・新規顧客の開拓・既存顧客との関係強化
- ・採用力・人材定着率の向上
- ・ブランド価値の向上
- ・株式等価値の向上

取組が不足していると...

- ・不買運動の発生
- ・採用競争力の低下・人材離れ
- ・ブランドイメージの低下
- ・株価の下落